

用語	法、規則の別	根拠条文	参考事項(当該条文のみ定義している用語は除く。)
化学物質	安衛法	2条	
作業環境測定	安衛法	2条	
事業者	安衛法	2条	
労働災害	安衛法	2条	
労働者	安衛法	2条	労基法9条
労働災害防止計画	安衛法	6条	
総括安全衛生管理者	安衛法	10条	
安全管理者	安衛法	11条	
衛生管理者	安衛法	12条	
産業医	安衛法	13条	
労働者の健康管理等	安衛法	13条	
作業主任者	安衛法	14条	
統括安全衛生責任者	安衛法	15条	
関係請負人	安衛法	15条	
特定事業	安衛法	15条	
特定元方事業者	安衛法	15条	30条参照
元方事業者	安衛法	15条	29条参照
元方安全衛生管理者	安衛法	15条の2	
店社安全衛生管理者	安衛法	15条の3	
安全衛生責任者	安衛法	16条	
安全委員会	安衛法	17条	
衛生委員会	安衛法	18条	
安全衛生委員会	安衛法	19条	
第一号の委員	安衛法	17条	
機械等	安衛法	20条	
発注者	安衛法	30条	
建設物等	安衛法	31条	
請負人	安衛法	31条	本条及び31条の4のみ定義
機械等貸与者	安衛法	33条	
建築物貸与者	安衛法	34条	
特定機械等	安衛法	37条	
登録製造時等検査機関	安衛法	38条	
特別特定機械等	安衛法	38条	
製造時等検査	安衛法	39条	
検査証	安衛法	40条	
登録性能検査機関	安衛法	41条	
個別検定	安衛法	44条	
登録個別検定機関	安衛法	44条	
外国製造者	安衛法	44条の2	本条及び44条の4のみ定義
型式検定	安衛法	44条の2	
登録型式検定機関	安衛法	44条の2	
検査業者	安衛法	45条	
特定自主検査	安衛法	45条	
検査員	安衛法	46条	
登録申請者	安衛法	46条	
登録	安衛法	46条	本条及び46条の2、53、53の2第1項のみ定義
業務規程	安衛法	48条	
電磁的記録	安衛法	50条	
財務諸表等	安衛法	50条	本条及び123条号のみ定義
性能検査	安衛法	53条の3	
製造者	安衛法	56条	
安全衛生教育	安衛法	59条	
職長教育	安衛法	60条	
就業制限	安衛法	61条	
作業環境測定	安衛法	65条	
作業時間の制限	安衛法	65条の4	
健康診断	安衛法	66条	
深夜業	安衛法	66条の2	
労働時間等設定改善委員会	安衛法	66条の5	
面接指導	安衛法	66条の8	
免許	安衛法	72条	
教習	安衛法	75条	
免許試験	安衛法	75条	
試験事務	安衛法	75条の2	
指定	安衛法	75条の2	本条～75条の12まで定義
指定試験機関	安衛法	75条の2	
試験事務規程	安衛法	75条の6	本条及び75条の11のみ定義
技能講習	安衛法	76条	
登録教習機関	安衛法	77条	
コンサルタント試験事務	安衛法	83条の2	
指定コンサルタント試験機関	安衛法	83条の2	
安全衛生改善計画	安衛法	78条	
コンサルタント	安衛法	85条	
指定登録機関	安衛法	85条の2	
登録事務	安衛法	85条の2	
計画の届出	安衛法	88条	

用語	法、規則の別	根拠条文	参考事項(当該条文のみ定義している用語は除く。)
届出	安衛法	89条	89の2を除く
登録製造時等検査機関等	安衛法	96条	
アセチレン溶接装置	施行令	1条	
移動式クレーン	施行令	1条	クレーンの定義は、昭47.9.18基発602号参照
ガス集合溶接装置	施行令	1条	
簡易リフト	施行令	1条	
建設用リフト	施行令	1条	
小型圧力容器	施行令	1条	
小型ボイラー	施行令	1条	
ゴンドラ	施行令	1条	
第一種圧力容器	施行令	1条	
第二種圧力容器	施行令	1条	
伝熱面積	施行令	1条	
ボイラー	施行令	1条	蒸気ボイラー、温水ボイラーの定義は、昭47.9.18基発602号参照
可燃性ガス	施行令	1条	
エレベーター	施行令	1条	エレベーターの定義は、昭47.9.18基発602号参照
法	施行令	2条	
型枠支保工	施行令	6条	
機械集材装置	施行令	6条	
運材索道	施行令	6条	
エクステンション装置	施行令	6条	
乾燥設備	施行令	6条	
ずい道等	施行令	6条	
ずい道等の覆工	施行令	6条	
はい	施行令	6条	
つり足場	施行令	6条	
有機溶剤	施行令	6条	本条及び令21条10号、22条1項6号のみ定義
石綿等	施行令	7条	
化学設備	施行令	9条の3	本条及び15条1項5号のみ定義
特定化学設備	施行令	9条の3	本条及び15条1項10号のみ定義
クレーン	施行令	10条	クレーンの定義は、昭47.9.18基発602号参照
作業床の高さ	施行令	10条	平2.9.26基発583号参照
つり上げ荷重	施行令	10条	デリックの定義は、昭47.9.18基発602号参照
エレベーター	施行令	12条	
ガイドレール	施行令	12条	本条及び令13条3項18号のみ定義
建設用リフト	施行令	12条	本条及び令13条3項19号のみ定義
積載荷重	施行令	12条	
危険物	施行令	別表1	
爆発性の物	施行令	別表1	
発火性の物	施行令	別表1	
酸化性の物	施行令	別表1	
引火性の物	施行令	別表1	
可燃のガス	施行令	別表1	
放射線業務	施行令	別表2	
特定化学物質	施行令	別表3	
鉛業務	施行令	別表4	
鉛等	施行令	別表4の備考1	
焼結鉱等	施行令	別表4の備考2	
鉛合金	施行令	別表4の備考3	
含鉛塗料	施行令	別表4の備考4	
鉛装置	施行令	別表4の備考5	
四アルキル鉛業務	施行令	別表5	
四アルキル鉛	施行令	別表5第1号	
四アルキル鉛等	施行令	別表5第4号	
残さい物	施行令	別表5第5号	
酸素欠乏危険場所	施行令	別表6	
建設機械	施行令	別表7	
整地・運搬・積込み用機械	施行令	別表7	
掘削用機械	施行令	別表7	
基礎工事用機械	施行令	別表7	
締固め用機械	施行令	別表7	
解体用機械	施行令	別表7	
法	安衛則	1条	
共同企業体	安衛則	1条	
所轄労働基準監督署長	安衛則	2条	
化学設備	安衛則	4条	
令	安衛則	4条	
特殊化学設備	安衛則	4条	
所轄都道府県労働局長	安衛則	4条	

用語	法、規則の別	根拠条文	参考事項(当該条文のみ定義している用語は除く。)
指定事業場	安衛則	4条	
大学	安衛則	5条	
高等専門学校	安衛則	5条	
高等学校	安衛則	5条	
安全衛生推進者等	安衛則	12条の3	
面接指導	安衛則	14条	
労働者の健康管理等	安衛則	14条	
ボイラー則	安衛則	16条	
委員会	安衛則	23条	
事業者	安衛則	24条の3	第2章の2(24条の3～24条の9まで)のみ定義
機械等	安衛則	24条の3	
ずい道等	安衛則	24条の6	
安全装置等	安衛則	28条	
新規化学物質	安衛則	34条の4	本条から34条の21まで定義
動力プレス	安衛則	36条	
アーク溶接等	安衛則	36条	
高圧	安衛則	36条	
特別高圧	安衛則	36条	
低圧	安衛則	36条	
道路	安衛則	36条	
機械集材装置	安衛則	36条	
ジャッキ式つり上げ機械	安衛則	36条	
保持機構	安衛則	36条	
高所作業車	安衛則	36条	
小型ボイラー	安衛則	36条	
クレーン	安衛則	36条	
移動式クレーン	安衛則	36条	
廃棄物の焼却施設	安衛則	36条	ただし、90条5号の3を除く
粉じん則	安衛則	36条	
産業用ロボット	安衛則	36条	
可動範囲	安衛則	36条	
教示等	安衛則	36条	
石綿則	安衛則	36条	
特別教育	安衛則	37条	
訓練生	安衛則	42条	
肝機能検査	安衛則	43条	本条及び44条1項7号のみ定義
血中脂質検査	安衛則	43条	本条及び44条1項8号のみ定義
聴力	安衛則	43条	本条及び44条1項3号のみ定義
尿検査	安衛則	43条	本条及び44条1項10号のみ定義
貧血検査	安衛則	43条	本条及び44条1項6号のみ定義
第43条等の健康診断	安衛則	51条	本条及び51条の2のみ定義
面接指導	安衛則	52条の6	本条及び52条の7のみ定義
手帳	安衛則	53条	
石綿等	安衛則	53条	
手帳所持者	安衛則	57条	
免許	安衛則	62条	
クレーン則	安衛則	64条	
床上運転式クレーン	安衛則	64条	
指定試験機関	安衛則	66条の3	
教習	安衛則	75条	
登録教習機関	安衛則	75条	
特定化学設備等	安衛則	86条	
特化則	安衛則	86条	
認定	安衛則	87条の2	本条～87条の10まで定義
認定事業場	安衛則	87条の7	本条及び87条の8のみ定義
運材索道	安衛則	89条	
型枠支保工	安衛則	89条	なお、令6条14号、安衛則242条、246条、247条は「型枠支保工」と表記されている。
建設等	安衛則	90条	
地山の掘削	安衛則	90条	
準耐火建築物	安衛則	90条	本条及び293条のみ定義
耐火建築物	安衛則	90条	
埋設物等	安衛則	94条の2	本条及び、第2編6章1節(355条～378条)、634条の2のみ定義
車両系建設機械	安衛則	94条の2	
四アルキル則	安衛則	100条	
高圧則	安衛則	100条	
電離則	安衛則	100条	
鉛則	安衛則	100条	
有機則	安衛則	100条	
プレス等	安衛則	131条	
検査業者	安衛則	135条の3	
特定自主検査	安衛則	135条の3	
安全帯	安衛則	142条	
安全帯等	安衛則	142条	
高速回転体	安衛則	149条	149～150条の2のみ定義
車両系荷役運搬機械等	安衛則	151条の2	
構内運搬車	安衛則	151条の2	

用語	法、規則の別	根拠条文	参考事項(当該条文のみ定義している用語は除く。)
貨物自動車	安衛則	151条の2	
運行	安衛則	151条の24	
ショベルローダー等	安衛則	151条の27	
コンベヤー	安衛則	151条の77	
逸走等防止装置	安衛則	151条の77	本条及び151条の82のみ定義
非常停止装置	安衛則	151条の78	本条及び151条の82のみ定義
輸送管等	安衛則	171条の2	本条～171条の3のみ定義
くい打機	安衛則	173条	
くい抜機	安衛則	173条	
控え	安衛則	173条	本条～194条の3まで定義
高所作業車を用いて作業	安衛則	194条の9	本条～194条の11まで定義
軌道装置	安衛則	195条	
人車	安衛則	211条	
電気機関車	安衛則	228条	本条～233条まで定義
溶融高熱物	安衛則	249条	
危険物	安衛則	254条	
爆発性の物	安衛則	256条	
発火性の物	安衛則	256条	
酸化性の物	安衛則	256条	
引火性の物	安衛則	256条	
可燃性のガス	安衛則	258条	
化学設備	安衛則	259条	本条～260条まで定義
ガス等	安衛則	262条	本条～263条まで定義
ガス溶接等の業務	安衛則	263条	
危険物等	安衛則	269条	
電気機械器具	安衛則	280条	
乾燥設備	安衛則	287条	
危険物乾燥設備	安衛則	287条	
アセチレン溶接装置	安衛則	301条	
発生器	安衛則	302条	
発生器室	安衛則	302条	
ガス集合装置	安衛則	308条	
ガス装置室	安衛則	308条	
ガス集合溶接装置	安衛則	310条	
発破の業務	安衛則	318条	
明り掘削の作業	安衛則	322条	
腐食性液体	安衛則	326条	
接触	安衛則	329条	本条～354条まで定義
電気取扱者	安衛則	329条	
電動機械器具	安衛則	333条	649条に同一の定義があり重複している。制定時のミスか？
工作物	安衛則	339条	本条～354条まで定義
身体等	安衛則	341条	
手掘り	安衛則	356条	本条～357条まで定義
掘削面	安衛則	356条	
運搬機械等	安衛則	364条	本条～378条まで定義
潜函等	安衛則	377条	
ずい道等の建設の作業	安衛則	382条	
切羽までの距離	安衛則	389条の9	本条～389条の11まで定義
避難等の訓練	安衛則	389条の11	
採石作業	安衛則	399条	
はい	安衛則	427条	
揚貨装置等	安衛則	452条	本条～476条まで定義
港湾荷役作業	安衛則	454条	
造林等の作業	安衛則	481条	本条～484条まで定義
木馬道	安衛則	485条	(きんまみち)
雪そり	安衛則	491条	
雪そり道	安衛則	491条	
林業架線作業	安衛則	507条	
避難階	安衛則	546条	
鋼管規格	安衛則	560条	
つり足場	安衛則	562条	本条～575条まで定義
手すり等	安衛則	563条	
幅木等	安衛則	563条	
作業構台	安衛則	575条の2	
土石流危険河川	安衛則	575条の9	
建設工事の作業	安衛則	575条の9	
ダイオキシン類	安衛則	592条の2	
特定元方事業者	安衛則	635条	
クレーン等	安衛則	639条	
酸欠則	安衛則	640条	
有機溶剤等	安衛則	641条	
エックス線装置	安衛則	642条	
元方事業者	安衛則	643条の2	本条～643条の6まで定義
注文者	安衛則	644条	
請負人	安衛則	644条	本条～664条まで定義
電磁的記録	安衛則	662条の4	

用語	法、規則の別	根拠条文	参考事項(当該条文のみ定義している用語は除く。)
特定発注者等	安衛則	662条の6	本条～662条の8まで定義
機械等貸与者	安衛則	666条	
建築物貸与者	安衛則	670条	
有機溶剤	有機則	1条	
令	有機則	1条	
有機溶剤等	有機則	1条	
第一種有機溶剤等	有機則	1条	
第二種有機溶剤等	有機則	1条	
第三種有機溶剤等	有機則	1条	
有機溶剤業務	有機則	1条	
有機溶剤等を入れたことのあるタンク	有機則	1条	
屋内作業場等	有機則	2条	
タンク等の内部	有機則	2条	
有機溶剤等の許容消費量	有機則	2条	
所轄労働基準監督署長	有機則	3条	
局所排気装置	有機則	14条	本条～18条の3、19条の2第2号のみ定義
全体換気装置	有機則	15条	本条～18条の3、19条の2第2号のみ定義
プッシュプル型換気装置	有機則	15条の2	14条～18条の3、19条の2、33条1項6号のみ定義
特例制御風速	有機則	18条の3	
法	有機則	28条の2	
有機溶剤等健康診断	有機則	30条	本条～30条の2のみ定義
鉛等	鉛則	1条	
焼結鉛等	鉛則	1条	
鉛合金	鉛則	1条	
鉛化合物	鉛則	1条	
令	鉛則	1条	
鉛業務	鉛則	1条	
所轄労働基準監督署長	鉛則	2条	
含鉛塗料	鉛則	12条	
鉛装置	鉛則	13条	
局所排気装置又は排気筒	鉛則	24条	本条～31条、34条のみ定義
全体換気装置	鉛則	28条	本条～51条のみ定義
プッシュプル型換気装置	鉛則	29条	24条～32条、34条のみ定義
法	鉛則	52条の2	
鉛健康診断	鉛則	54条	本条～54条の2のみ定義
四アルキル鉛	四鉛則	1条	
令	四鉛則	1条	
加鉛ガソリン	四鉛則	1条	
四アルキル鉛等	四鉛則	1条	
タンク	四鉛則	1条	
四アルキル鉛等業務	四鉛則	1条	
装置等	四鉛則	1条	
除毒剤	四鉛則	6条	
法	四鉛則	23条	
四アルキル鉛健康診断	四鉛則	23条	本条～23条の2のみ定義
第一類物質	特化則	2条	
令	特化則	2条	
第二類物質	特化則	2条	
特定第二類物質	特化則	2条	
オーラミン等	特化則	2条	
管理第二類物質	特化則	2条	
第三類物質	特化則	2条	
特定化学物質	特化則	2条	
酸化プロピレン等		2条の2	
塩素化ビフェニル等	特化則	3条	
ベリリウム等	特化則	3条	
特定第二類物質等	特化則	4条	
臭化メチル等	特化則	5条	
ベンゼン等	特化則	5条	
溶剤	特化則	5条	本条及び38条の16のみ定義
所轄労働基準監督署長	特化則	6条	
局所排気装置	特化則	7条	本条～8条1項のみ定義
アルキル水銀化合物	特化則	11条	
特定化学設備	特化則	13条	
第三類物質等	特化則	13条	本条～26条のみ定義
特定化学設備	特化則	16条	本条～26条のみ定義(ただし、20条を除く。)
避難階	特化則	18条	
管理特定化学設備	特化則	18条の2	
百リットル	特化則	19条	本条及び24条第2号のみ定義
酸欠則	特化則	22条	
石棉等	特化則	36条	
石棉則	特化則	36条	

用語	法、規則の別	根拠条文	参考事項(当該条文のみ定義している用語は除く。)
クロム酸等	特化則	36条	
法	特化則	36条の2	
特別管理物質	特化則	38条の3	
取り扱う作業場	特化則	38条の3	本条～38条の4のみ定義
特定化学物質健康診断	特化則	40条	本条～40条の2のみ定義
許可	特化則	46条	
製造等禁止物質	特化則	46条	
高圧室内業務	高圧則	1条	
令	高圧則	1条	
潜水業務	高圧則	1条	
作業室	高圧則	1条	
気閘室	高圧則	1条	
圧力	高圧則	7条	
潜水作業者	高圧則	8条	
予備空気槽	高圧則	8条	
有害ガス	高圧則	10条	
安衛則	高圧則	11条	
高圧下の時間	高圧則	15条	
高圧室内作業者修正時間	高圧則	15条	
高圧室内作業者ガス圧減少時間	高圧則	15条	
潜水時間	高圧則	27条	
潜水作業者修正時間	高圧則	27条	
潜水作業者ガス圧減少時間	高圧則	27条	
ボンベ	高圧則	29条	本条及び34条、36条、37条のみ定義
連絡員	高圧則	36条	本条～37条のみ定義
高気圧業務	高圧則	38条	
高気圧業務健康診断	高圧則	39条	本条～39条の2のみ定義
危険物	高圧則	42条	
電離放射線	電離則	2条	
放射線	電離則	2条	
放射性物質	電離則	2条	
放射性同位元素	電離則	2条	
放射線業務	電離則	2条	
令	電離則	2条	
除染則	電離則	2条	
事業者	電離則	3条	62条を除く
管理区域	電離則	3条	
週平均濃度	電離則	3条	
放射線業務従事者	電離則	4条	
妊娠中	電離則	6条	
緊急作業	電離則	7条	
エックス線装置	電離則	10条	
特定エックス線装置	電離則	10条	
工業用等	電離則	12条	
交点間距離	電離則	12条	本条及び13条2項3号のみ定義
空気カーマ率	電離則	13条	
荷電粒子を加速する装置	電離則	14条	
放射線装置	電離則	15条	
放射線装置室	電離則	15条	
透過写真撮影用ガンマ線照射装置	電離則	18条の2	
放射線源送出し装置	電離則	18条の3	
伝送管	電離則	18条の3	
核原料物質	電離則	22条	
放射線物質取扱作業室	電離則	22条	
装具	電離則	26条	
汚染物	電離則	33条	
加工施設	電離則	41条の3	本条及び52条の6第1項のみ定義
再処理施設	電離則	41条の3	本条及び52条の6第1項のみ定義
使用施設等	電離則	41条の3	本条及び52条の6第1項のみ定義
核燃料物質	電離則	41条の3	
使用済燃料	電離則	41条の3	
汚染された物	電離則	41条の3	
原子炉施設	電離則	41条の4	本条及び52条の7第1項のみ定義
所轄労働基準監督署長	電離則	43条	
法	電離則	49条	
安衛則	電離則	52条	
電離放射線健康診断	電離則	57条	本条～57条の2、59条のみ定義
指定緊急作業	電離則	59条の2	本条及び様式第3号のみ定義
指定緊急作業従事者等	電離則	59条の2	本条及び様式第3号のみ定義
事業者	除染則	2条	
除染等業務従事者		2条	
電離放射線		2条	
電離則		2条	

用語	法、規則の別	根拠条文	参考事項(当該条文のみ定義している用語は除く。)
事故由来放射性物質		2条	
土壌等の除染等の業務		2条	
除染特別地域等		2条	
汚染土壌等		2条	
除去土壌		2条	
廃棄物収集等業務		2条	
汚染廃棄物		2条	
除染等業務		2条	
妊娠中		4条	
除染等作業		5条	
平均空間線量率		5条	
機械等		8条	本条及び9条2号、19条1項のみ定義
法		10条	
所轄労働基準監督署長		10条	本条及び11条2項、24条のみ定義
除染等電離放射線健康診断			
酸素欠乏	酸欠則	2条	
酸素欠乏等	酸欠則	2条	
酸素欠乏症	酸欠則	2条	
硫化水素中毒	酸欠則	2条	
酸素欠乏症等	酸欠則	2条	
酸素欠乏危険作業	酸欠則	2条	
令	酸欠則	2条	
酸素欠乏危険場所	酸欠則	2条	
第一種酸素欠乏危険作業	酸欠則	2条	
第二種酸素欠乏危険作業	酸欠則	2条	
空気呼吸器等	酸欠則	5条の2	
安全帯等	酸欠則	6条	
安衛則	酸欠則	9条	
避難用具等	酸欠則	15条	
不活性気体	酸欠則	22条	
事務所	事務所則	1条	
事務作業	事務所則	1条	
室	事務所則	2条	
含有率	事務所則	3条	
空気調和設備	事務所則	5条	
機械換気装置	事務所則	5条	
浮遊粉じん量	事務所則	5条	
ホルムアルデヒドの量	事務所則	5条	
燃焼器具	事務所則	6条	
建築等	事務所則	7条の2	
法	粉じん則	1条	
粉じん作業	粉じん則	2条	
所轄都道府県労働局長	粉じん則	2条	
特定粉じん発生源	粉じん則	2条	
特定粉じん作業	粉じん則	2条	
所轄労働基準監督署長	粉じん則	2条	
鉱物等	粉じん則	3条	
炭素原料	粉じん則	3条	
ずい道等	粉じん則	6条	
坑内作業場	粉じん則	6条の2	本条～6条の3のみ定義
令	粉じん則	17条	
安衛則	粉じん則	22条	
単位作業場所	粉じん則	26条	
石綿等	石綿則	2条	
令	石綿則	2条	
船舶	石綿則	3条	
解体等の作業	石綿則	3条	
法	石綿則	3条	
所轄労働基準監督署長	石綿則	5条	
耐火被覆材	石綿則	5条	
石綿等の切断等の作業	石綿則	13条	本条～14条のみ定義
取り扱い	石綿則	15条	
安衛則	石綿則	27条	
石綿健康診断	石綿則	41条	41条～42条のみ定義
ボイラー	ボイラー則	1条	
令	ボイラー則	1条	
小型ボイラー	ボイラー則	1条	
第一種圧力容器	ボイラー則	1条	
小型圧力容器	ボイラー則	1条	
第二種圧力容器	ボイラー則	1条	
最高使用圧力	ボイラー則	1条	

用語	法、規則の別	根拠条文	参考事項(当該条文のみ定義している用語は除く。)
圧力	ボイラー則	1条	
燃焼ガス等	ボイラー則	2条	
ボイラー	ボイラー則	3条	本条～48条のみ定義
所轄都道府県労働局長	ボイラー則	3条	
許可型式ボイラー	ボイラー則	3条	
法	ボイラー則	4条の2	
廃熱ボイラー	ボイラー則	4条の2	本条及び24条第2項第2号のみ定義
特定廃熱ボイラー	ボイラー則	4条の2	
登録製造時等検査機関	ボイラー則	5条	
構造検査	ボイラー則	5条	本条～48条のみ定義
構造検査実施者	ボイラー則	5条	
安全弁	ボイラー則	6条	本条～48条のみ定義
逃がし弁	ボイラー則	6条	本条～48条のみ定義
附属設備	ボイラー則	7条	本条～48条のみ定義
溶接検査	ボイラー則	7条	本条～48条のみ定義
溶接検査実施者	ボイラー則	7条	
特別ボイラー溶接士	ボイラー則	9条	
普通ボイラー溶接士	ボイラー則	9条	
所轄労働基準監督署長	ボイラー則	10条	
安衛則	ボイラー則	10条	
認定	ボイラー則	11条	
使用検査	ボイラー則	12条	本条～48条のみ定義
使用検査実施者	ボイラー則	12条	
落成検査	ボイラー則	14条	本条～48条のみ定義
ボイラー	ボイラー則	18条	本条～22条のみ定義
ボイラー室	ボイラー則	18条	
伝熱面積	ボイラー則	18条	
ボイラー技士	ボイラー則	23条	
特級ボイラー技士	ボイラー則	24条	
一級ボイラー技士	ボイラー則	24条	
二級ボイラー技士	ボイラー則	24条	
ボイラー整備士	ボイラー則	35条	
性能検査	ボイラー則	38条	
登録性能検査機関	ボイラー則	38条	
変更検査	ボイラー則	42条	本条～48条のみ定義
使用再開検査	ボイラー則	46条	本条～48条のみ定義
第一種圧力容器	ボイラー則	49条	本条～83条のみ定義
許可型式第一種圧力容器	ボイラー則	49条	
構造検査	ボイラー則	51条	本条～83条のみ定義
安全弁	ボイラー則	52条	本条～90条のみ定義
溶接検査	ボイラー則	53条	本条～83条のみ定義
使用検査	ボイラー則	57条	本条～83条のみ定義
落成検査	ボイラー則	59条	本条～83条のみ定義
化学設備	ボイラー則	62条	
変更検査	ボイラー則	77条	本条～83条のみ定義
使用再開検査	ボイラー則	81条	本条～83条のみ定義
大学	ボイラー則	101条	
高等専門学校	ボイラー則	101条	
高等学校	ボイラー則	101条	
指定試験機関	ボイラー則	111条	
移動式クレーン	クレーン則	1条	
令	クレーン則	1条	
建設用リフト	クレーン則	1条	
簡易リフト	クレーン則	1条	
つり上げ荷重	クレーン則	1条	
積載荷重	クレーン則	1条	
定格荷重	クレーン則	1条	
クレーン	クレーン則	1条	
ジブクレーン	クレーン則	1条	
定格速度	クレーン則	1条	
クレーン	クレーン則	3条	本条～10条、16条、17条、40条～52条のみ定義
所轄都道府県労働局長	クレーン則	3条	
許可型式クレーン	クレーン則	3条	本条～52条のみ定義
法	クレーン則	5条	
所轄労働基準監督署長	クレーン則	5条	
安衛則	クレーン則	5条	
落成検査	クレーン則	6条	本条～15条
認定	クレーン則	6条	
厚生労働大臣の定める基準	クレーン則	17条	
負荷条件	クレーン則	17条の2	
外れ止め装置	クレーン則	20条の2	
床上操作式クレーン	クレーン則	22条	
安全帯等	クレーン則	27条	
ワイヤーロープ等	クレーン則	29条	本条～115条のみ定義

用語	法、規則の別	根拠条文	参考事項(当該条文のみ定義している用語は除く。)
性能検査	クレーン則	40条	
登録性能検査機関	クレーン則	43条	
変更検査	クレーン則	45条	本条～52条のみ定義
使用再開検査	クレーン則	49条	本条～52条のみ定義
移動式クレーン	クレーン則	53条	本条～61条、63条、64条、81条～93条まで定義
許可型式移動式クレーン	クレーン則	53条	本条、54条のみ定義
製造検査	クレーン則	55条	本条～62条のみ定義
使用検査	クレーン則	57条	本条～62条のみ定義
小型移動式クレーン	クレーン則	68条	
変更検査	クレーン則	86条	本条～93条のみ定義
使用再開検査	クレーン則	90条	本条～93条のみ定義
デリック	クレーン則	94条	本条～100条、103条、104条、125条～137条のみ定義
許可型式デリック	クレーン則	94条	本条、95条のみ定義
落成検査	クレーン則	97条	本条～102条のみ定義
変更検査	クレーン則	130条	本条～137条のみ定義
使用再開検査	クレーン則	134条	本条～137条のみ定義
エレベーター	クレーン則	138条	本条～144条、147条、148条、159条～171条のみ定義
許可型式エレベーター	クレーン則	138条	本条、139条のみ定義
落成検査	クレーン則	141条	本条～146条のみ定義
変更検査	クレーン則	164条	本条～171条のみ定義
使用再開検査	クレーン則	168条	本条～171条のみ定義
建設用リフト	クレーン則	172条	本条～178条、180条、181条、197条～201条のみ定義
許可型式建設用リフト	クレーン則	172条	本条、173条のみ定義
落成検査	クレーン則	175条	本条～179条のみ定義
変更検査	クレーン則	198条	本条～201条のみ定義
能開法	クレーン則	221条	
能開法規則	クレーン則	221条	
床上運転式クレーン	クレーン則	223条	
鉱山	クレーン則	227条	
指定試験機関	クレーン則	227条	
ゴンドラ	ゴンドラ則	1条	
令	ゴンドラ則	1条	
積載荷重	ゴンドラ則	1条	
定格速度	ゴンドラ則	1条	
許容下降速度	ゴンドラ則	1条	
所轄都道府県労働局長	ゴンドラ則	2条	
許可型式ゴンドラ	ゴンドラ則	2条	本条及び3条のみ定義
法	ゴンドラ則	4条	
製造検査	ゴンドラ則	4条	
使用検査	ゴンドラ則	6条	
所轄労働基準監督署長	ゴンドラ則	8条	
安衛則	ゴンドラ則	10条	
変更検査	ゴンドラ則	29条	
認定	ゴンドラ則	29条	